

30 公共土木事業に関すること

主管：建設課



経緯

構成町村の土木事業の円滑かつ効率的な推進を図り、地域の振興発展に寄与することを目的として昭和 9 年に任意団体として木曾土木振興会が設置されました。行財政改革により構成町村の土木技術職員が不足している中、技術的補助を行う広域的組織として平成 21 年 4 月に木曾土木振興会の業務を広域連合に移行しました。

高度経済成長期に集中的に整備された道路施設等の老朽化が進行していることから、国土交通省では平成 26 年度に「道路法施行規則」を改正し、道路構造物等の定期点検を管理者に義務付けました。これにより構成町村が管理実施する点検・診断業務の事務を構成町村との協議により、平成 27 年度から広域連合が地域一括して発注業務を行うこととなりました。

平成 29 年度から令和 3 年度までに 512 件の土木工事の積算、工事監理を行いました。平成 27 年度から道路橋定期点検・診断業務が開始され平成 30 年度までに 1 巡目を終え、2 巡目の令和元年度から令和 5 年度のうち令和 3 年度までに 555 橋の橋梁について実施しました。

現状と課題

構成町村には、公共土木事業である道路構造物の維持管理や更新等に関する専門知識を十分に持った土木技術者がいないため、広域連合が公共土木事業の積算、工事監理業務を受託しています。

積算、工事監理業務を適切に実施するため、広域連合職員の執行体制を常に整えておくことが必要です。また、構成町村担当職員の知識・技能の向上も必要です。

今後の方針

構成町村の実施計画に基づき、土木業務の補完的な役割をより一層果たすことができるよう、受託業務を的確に執行します。公共土木工事の適正な積算、工事現場の技術支援のための、知識・技能を有する技術者を育成するとともに、構成町村職員の知識・技能の向上にも取り組みます。

施策

- 1 構成町村の公共土木事業、下水道事業、災害復旧事業の設計・積算・工事監理及び道路構造物点検業務の受託業務を執行します。
- 2 構成町村が管理する道路構造物等の維持管理・修繕・更新のための調査研究を行います。